

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 手引き

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

令和 5 年 7 月改訂

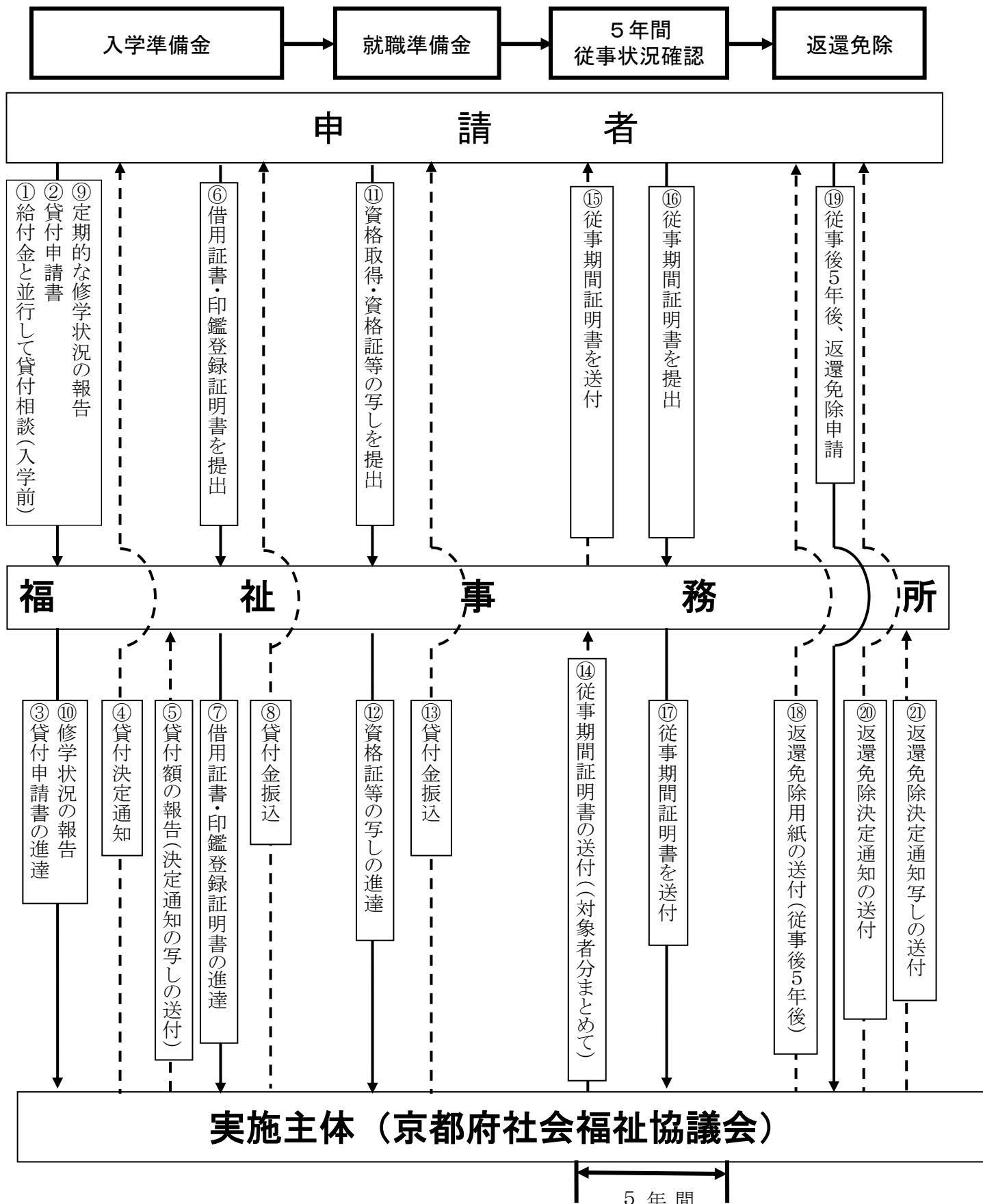
目 次

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の概要	1
手続きのフロー図	2
1 貸付の申請	5
2 貸付に必要な手続き	6
3 在学中の各種手続き	7
4 資格取得について	8
5 就職準備金送金に必要な手続き	9
6 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き	10
7 卒業後の各種手続き	11
8 返還免除	12
9 返還	16
10 完了	17
様式 貸付申請書(様式 1)	18
借用証書(様式 2)	20
振込口座 申込・変更 申請書(様式 3)	22
住所・氏名等 変更届(様式 4)	23
休学・停学届(様式 5)	24
復学・退学届(様式 6)	25
返還計画承認申請書(様式 7)	26
契約解除(貸付辞退)届(様式 8)	27
業務従事届(様式 9)	28
従事期間証明書(様式 10)	29
従事日数内訳証明書(様式 11)	30
返還猶予申請書(様式 12)	31
進学届(様式 13)	32
返還免除申請書(様式 14)	33
従事先変更届(様式 15)	34
連帯保証人変更届(様式 16)	35
返還計画変更承認申請書(様式 17)	36
預金口座振替(変更)依頼書(様式 18)	37
自動払込利用申込書(様式 19)	38
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要綱	39

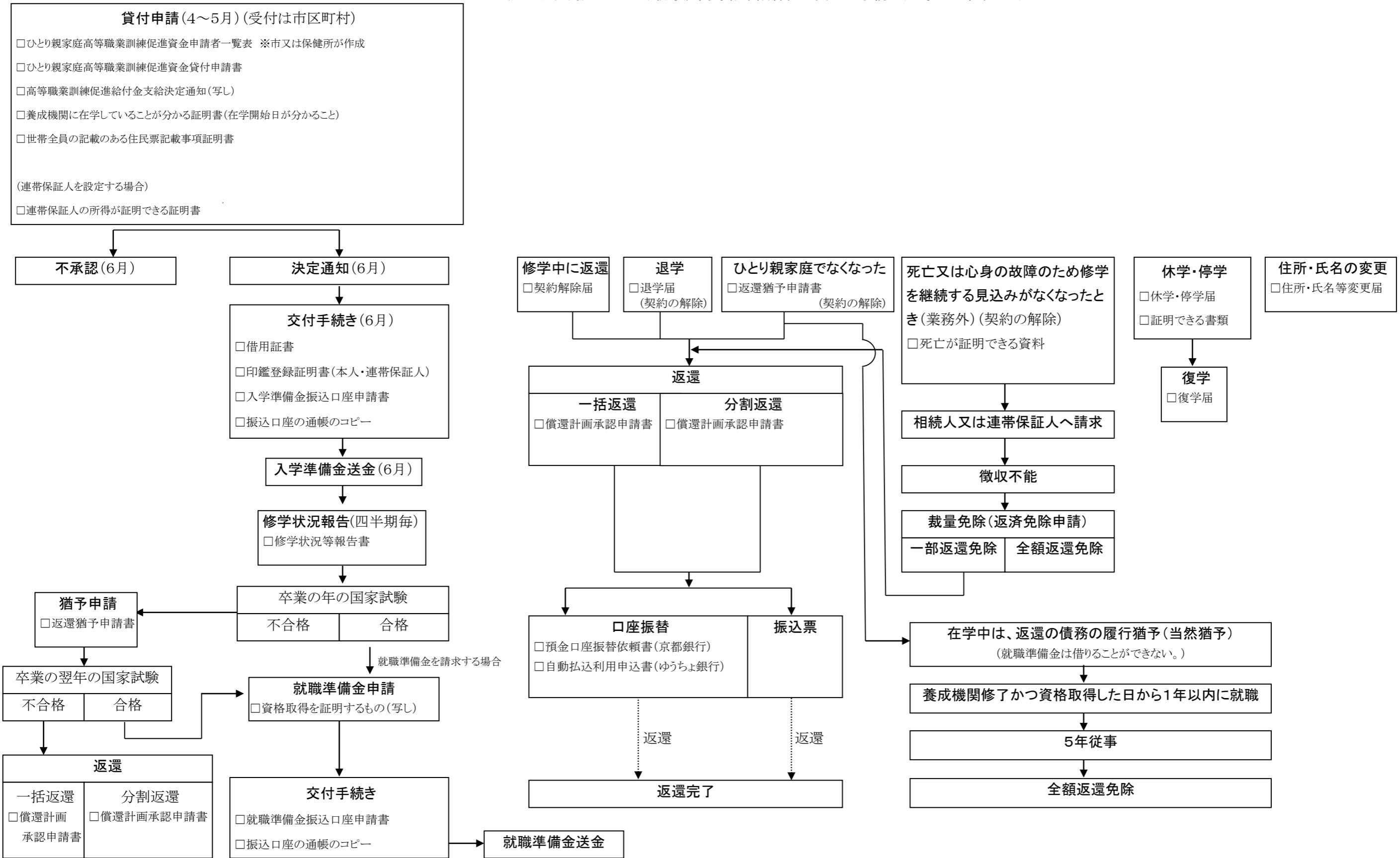
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の概要

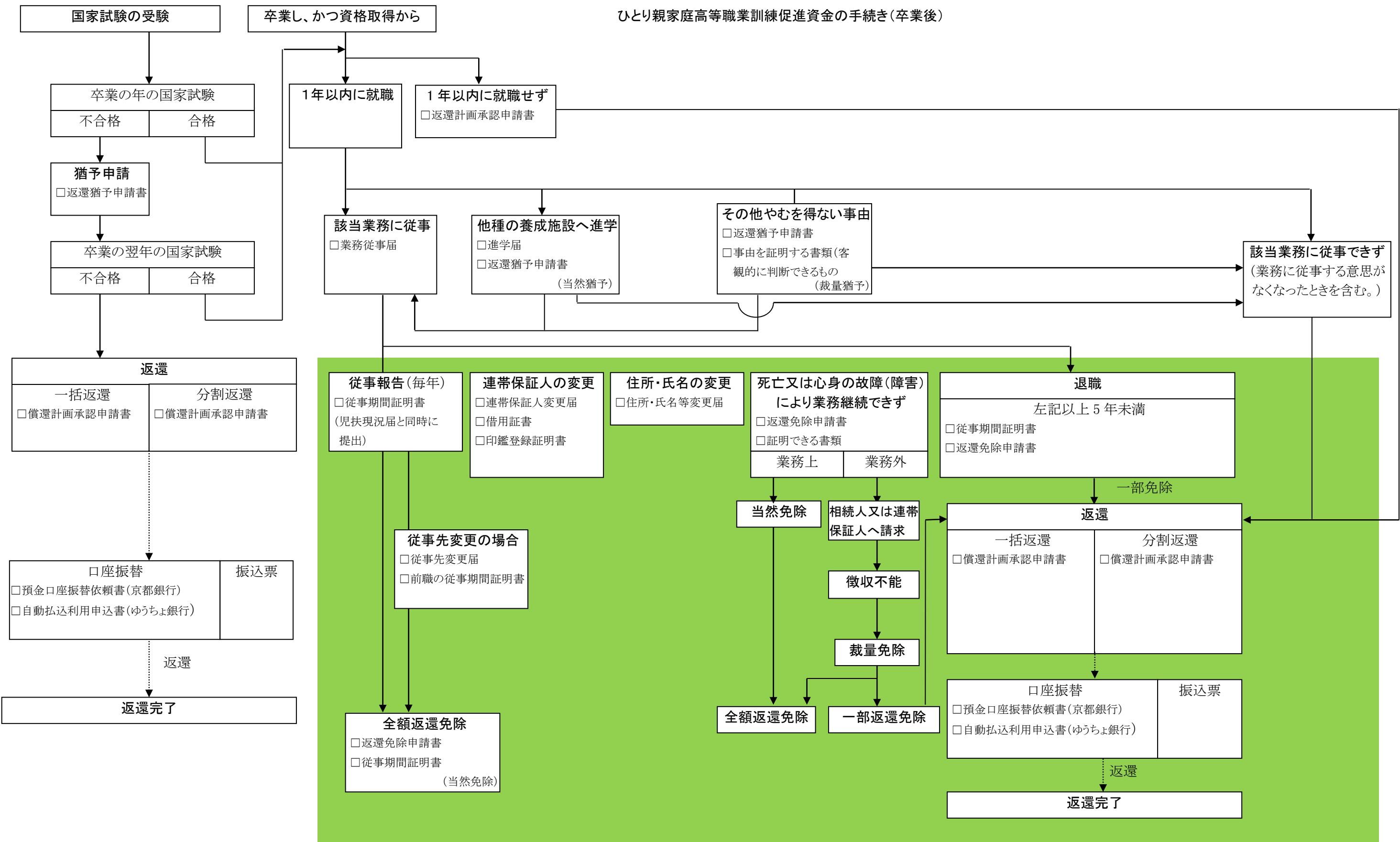
貸付対象	<p>下記のすべての要件を満たす方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子家庭の母又は父子家庭の父 ○高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方 <p>※高等職業訓練促進給付金の対象資格は、居住地によって異なります。</p>				
募集人数	当該年度 予算の範囲内				
貸付限度額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 入学準備金(養成機関への入学に必要な貸付金)</td> <td style="width: 30%;">50万円以内</td> </tr> <tr> <td>② 就職準備金(養成機関の課程を修了し、資格を取得後の貸付金)</td> <td>20万円以内</td> </tr> </table>	① 入学準備金(養成機関への入学に必要な貸付金)	50万円以内	② 就職準備金(養成機関の課程を修了し、資格を取得後の貸付金)	20万円以内
① 入学準備金(養成機関への入学に必要な貸付金)	50万円以内				
② 就職準備金(養成機関の課程を修了し、資格を取得後の貸付金)	20万円以内				
利子	<ul style="list-style-type: none"> ○保証人を立てる場合:無利子 ○保証人を立てない場合:返還の債務の履行猶予期間中は無利子 履行猶予期間経過後は年1.0%。 				
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ○原則保証人1名が必要 保証人を立てないこともできます(この場合、猶予期間経過後は利子が付与されます)。 ただし、貸付を受けようとする者が未成年の場合は法定代理人が保証人となります。 ※保証人は、貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、延滞利子を含むものとします。 				
申請手続き	<p>申請は、高等職業訓練給付金受給申請と併せて、福祉事務所(各市区福祉事務所又は府保健所)を通じて行います。</p> <p>入学準備金、就職準備金を合わせて一括での申請となります。</p> <p>※入学準備金は入学時点での申請となります。(春・秋とも同じ取り扱い)</p>				
貸付金の送金	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付決定後、借用証書・印鑑登録証明書を提出していただいた後、入学準備金を送金します。(詳細はP.6) ○就職準備金は資格取得合格通知等の写しを提出していただいた後、送金します。(詳細はP.9) 				
返還免除	<p>下記のすべての要件を満たした場合、返還は免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職 ※やむを得ない事由で国家試験が受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日から1年以内に就職 ②京都府内等において、取得した資格が必要な業務に従事 ※週20時間未満の勤務は対象となりません。 ※「取得した資格が必要な業務」については個別判断する場合があります。 ③5年間従事 ※従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。 				

貸付のフロー図



一般的な取り扱いのひとり親家庭高等職業訓練促進資金の手続き(入学から卒業まで)





1 貸付の申請

(1) 申請

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(以下、「促進資金」と言う)の貸付を希望する場合は、連帯保証人1名を立てて、下記の書類を準備し、市区町村窓口を通じて京都府社会福祉協議会(以下、「府社協」と言う)に提出してください。

申請者が作成・準備する書類

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式1)
- ②高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- ③連帯保証人の所得を証明する証明書
<以下の書類は、高等職業訓練促進給付金申請の添付書類の写しで差し支えありません。>
- ④申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書(世帯全員分)
- ⑤入校(入所)証明書(修業している養成機関の長が証明する在籍証明書等)

連帯保証人について

申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者など)となります。なお、法定代理人が生活保護を受給していたり、無収入である場合には、原則として資力のある者を別に保証人として立てることが必要です。

なお、申請者が成年の場合も、原則として連帯保証人を立てることが必要ですが、やむを得ない理由により立てることができない場合についても、申請を行うことが可能です。

連帯保証人を立てる場合は、無利子です。

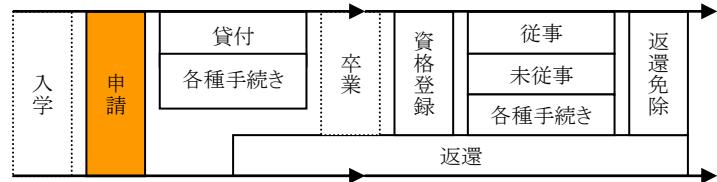
連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は、年1.0%の利子が付されます。

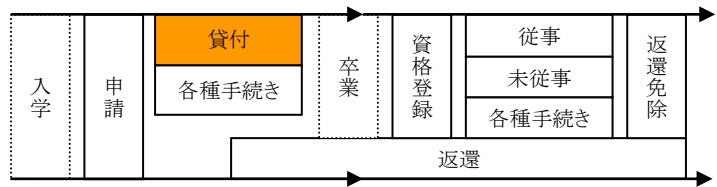
(2) 貸付決定

府社協は、提出された申請書などの内容を審査し、貸付が適当と認められた方に貸付決定通知書を交付します。

(3) 書類提出・問合せ先

各市区町村福祉事務所、又は、各保健所





2 入学準備金送金に必要な手続き

(1) 貸付金の送金手続き

貸付決定を受けた方は、市区町村窓口を通じて府社協へ下記の書類を提出してください。

提出書類

- ①借用証書(様式2)
- ②印鑑登録証明書(本人・連帯保証人)
- ③振込口座申込・変更申請書(様式3)
 ※口座名義は、貸付決定を受けた本人(以下、「修学生」と言う)の名義以外は認められません。
- ④振込口座の通帳のコピー又は、画面のスクリーンショット
 ※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーを提出してください。

(2) 入学準備金の送金

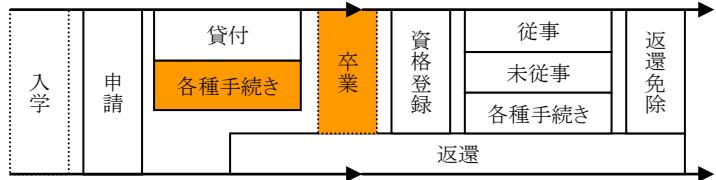
- ・入学準備金は、必要書類が提出された後、送金します。

(3) 契約の解除

府社協は、修学生が貸付の目的を達成する見込みがなくなったと判断した場合には、文書により契約を解除します。契約を解除された場合は、借り受けた促進資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「9 返還」のページを確認してください。

※①養成機関に在学中に再婚し、ひとり親でなくなった後も、引き続き、養成機関に在学する場合は、在学期間中、返還猶予を受けることができます。また、資格を取得し、資格に基づく業務に5年間従事した場合、返還免除となります。

②但し、在学中に再婚された場合、就職準備金を申請されていても、就職準備金の貸付はできません。直ちに、「契約解除(貸付辞退)届」(様式8)を提出してください。

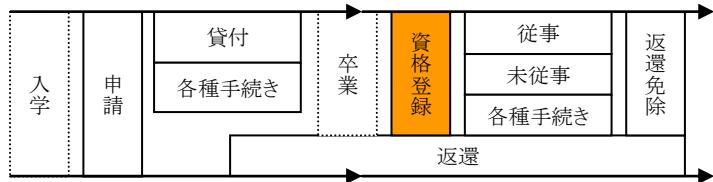


3 在学中の各種手続き

在学中に次の事項が生じた場合は、事実発生から15日以内に、市区町村窓口を通じて府社協へ届け出でください。

事項	提出書類	別途手手続き
氏名を変更したとき	■住所・氏名等変更届(様式4) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)	必要
住所を変更したとき	■住所・氏名等変更届(様式4) ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)	必要
連帯保証人を変更するとき	■連帯保証人変更届(様式16) ※借用証書の提出以後に変更する場合 ■借用証書(様式2) ■印鑑登録証明書(変更のあった連帯保証人のもの)	必要
休学したとき	■休学・停学届(様式5) ■証明できる書類	必要
復学したとき	■復学・退学届(様式6)	必要
退学したとき	■復学・退学届(様式6) ※借り受けた修学資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「9 返還」のページを確認してください。	必要
停学その他の処分を受けたとき	■休学・停学届(様式5) ■証明できる書類	必要
本人が死亡したとき又は心身の故障のため継続をする見込みがなくなったとき	■返還免除申請書(様式14) ■証明できる書類(死亡…死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 心身の故障…医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要))	必要
修学中に返還するとき	■契約解除届(貸付辞退届)(様式8) ※借り受けた促進資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「9 返還」のページを確認してください。	必要
四半期ごとの修学状況報告(高等職業訓練促進給付金手続き)	■高等職業訓練促進給付金の修学証明(写し)	不要
母子家庭の母又は、父子家庭の父でなくなったとき	■返済猶予申請書(様式12) ■高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届(写し)	必要

4 資格取得について



※就職準備金を申請していない方についても、資格取得をされた方は、資格取得を証明する書類の提出が必要です。

(P. 9 「5. 就職準備金送金に必要な手続き」も必ずご確認ください。)

(1) 国家試験を要しない場合

資格取得をしたことが証明できる書類を市区町村窓口を通じて府社協へご提出ください。

(2) 国家試験を要する場合

①国家試験に合格した場合

※国家試験に合格した場合は、資格証・免許証の写しを市区町村窓口を通じて府社協へご提出ください。

②国家試験に合格できなかった場合

■翌年の国家試験を受験し、資格取得を目指す意思がある場合

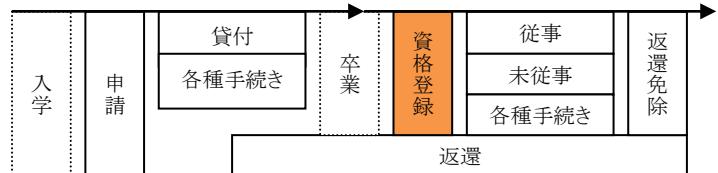
翌年の国家試験合格発表の日までの1年間、返還猶予を受けることができます。不合格の通知を受け取ったら、15日以内に返還猶予申請書(様式12)をご提出ください。

なお、養成施設の卒業年次の翌年の国家試験までに合格できなかった場合は、貸し付けた修学資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「9返還」のページを確認してください。

■資格取得を断念する場合

貸し付けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「9返還」のページを確認してください。

卒業後の手続きについては、「6 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き」・「7 卒業後の各種手続き」でご確認ください。



<就職準備金を申請している方のみ>

5 就職準備金送金に必要な手続き

(1)送金手続き

市区町村窓口を通じて府社協へ下記の書類を提出してください。

※提出時の注意点

①原則、資格取得後、1年以内の提出をお願いします。

②最終学年時、又は、卒業年(1~3月頃)になります。

(改めてのご案内はありませんので、ご自身でお忘れのないように手続きをしてください。)

提出書類

免許証の写し・資格登録証の写し・登録済証の写し・資格取得合格通知の写し・資格登録済証明書の写しの内、いずれかの書類

※注意事項

返還免除の要件の判定には、以下の書類が必要となります。

就職準備金の送金時に以下の書類を提出していない場合は、書類が整い次第、早急にご提出ください。

[必要書類]

・免許証の写し又は、資格登録証の写し

(いずれも、氏名・登録番号・登録日等が記載されているもの)

登録日から返還免除期間開始となります。

未提出の場合は、返還対象となる場合があります。

(2)貸付金の送金

書類提出が完了次第、就職準備金を一括にて送金します。

※入学準備金送金時の口座から変更がある場合は以下の書類も提出してください

①振込口座申込・変更申請書(様式3)

※口座名義は、貸付決定を受けた本人(以下、「修学生」と言う)の名義以外は認められません。

②振込口座の通帳のコピー

※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーを提出してください。

(3)進学

准看護師養成施設から看護師養成施設へ進学される場合は、看護師養成施設を卒業する時点で就職準備金を送金いたします。

①進学される場合、進学届(様式13)提出により猶予期間となります。

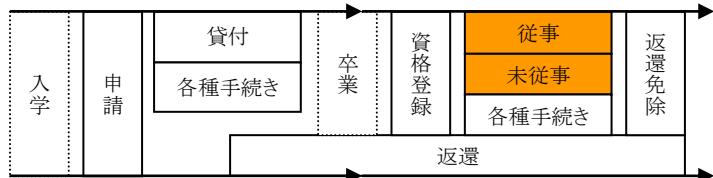
【進学例】

①准看護師→看護師

②看護師
 └ 助産師
 └ 保健師

※上記以外の進学希望の方は、福祉事務所へご相談ください。

(4)国家資格に合格できなかった場合 (詳細はP.8)



6 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き

(1)該当業務に従事した場合

①業務従事届の提出

該当業務に従事している間は、返還猶予を受けることができます。従事日から 15 日以内に市区町村窓口を通じて府社協へ業務従事届(様式 9)をご提出ください。

②従事状況の報告

従事日から 1 年経過するごとに従事期間証明書(様式 10)を市区町村窓口を通じて府社協へご提出ください。(児童扶養手当受給者にあたっては、毎年度の現況届の提出時(8月)に市区町村窓口へご提出ください。)

(2)他種の養成施設へ進学した場合

介護福祉士養成施設の修学生が社会福祉士養成施設に進学する場合、又は社会福祉士養成施設の修学生が介護福祉士養成施設に進学する場合は、在学期間中、返還猶予を受けることができます。養成施設の入学日から 15 日以内に進学届(様式 13)及び返還猶予申請書(様式 12)を市区町村窓口を通じて府社協へご提出ください。

(3)養成機関以外の福祉系大学等に進学した場合

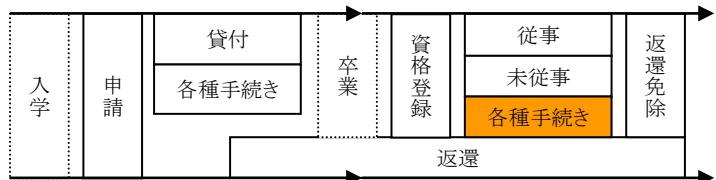
府社協の審査により適当と認められた場合には、在学期間中、返還猶予を受けることができます。入学日から 15 日以内に進学届(様式 13)及び返還猶予申請書(様式 12)を市区町村窓口を通じて府社協へご提出ください。

(4)やむを得ない事由があり該当業務に従事できない場合

返還猶予申請書(様式 12)にやむを得ない事由を証明する書類を添えて、事由の発生日から 15 日以内に市区町村窓口を通じて府社協へご提出ください。府社協で審査の結果、承認された場合は府社協が指定する期間の返還が猶予されます。なお、不承認の場合は、貸し付けた修学資金を返還していただく必要があります。手続きの詳細は、「9 返還」のページを確認してください。

(5)該当業務に従事できない場合

上記のいずれにも該当せず、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内又は養成施設等の卒業年次の翌年度の国家試験に合格し、資格を取得した日から 1 年以内に該当業務に従事できない場合は、貸し付けた促進資金を返還していく必要があります。手続きの詳細は、「9 返還」のページを確認してください。

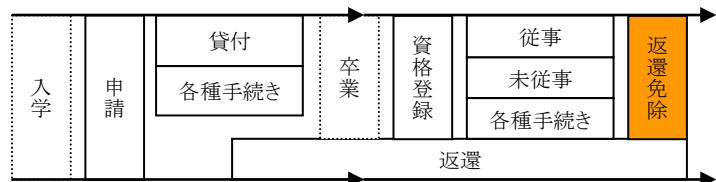


7 卒業後の各種手続き

卒業後に次の事項が生じた場合は、事実発生から 15 日以内に、府社協へ届け出でください。

事項	提出書類
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住所・氏名等変更届(様式 4) ■ 証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)
住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住所・氏名等変更届(様式 4) ■ 証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)
連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連帯保証人変更届(様式 16) ■ 借用証書(様式 2) ■ 印鑑登録証明書(変更のあった連帯保証人のもの)
従事先を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 従事先変更届(様式 15) ■ 従事期間証明書(様式 10) ※前職分 ■ 従事日数内訳証明書(様式 11) ※
<u>業務上</u> の事由により本人が死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき(当然免除)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 返還免除申請書(様式 14) ■ 従事期間証明書(様式 10) ■ 証明できる書類 死亡の場合: 死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要) 疾病等の場合: 医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要) ■ 従事日数内訳証明書(様式 11) ※
<u>業務外</u> の事由により本人が死亡し、又は障害により貸付を受けた促進資金を返還することができなくなったとき(裁量免除)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 返還免除申請書(様式 14) ■ 従事期間証明書(様式 10) ■ 証明できる書類 死亡の場合: 死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 障害の場合: 医師の診断書の写し など ■ 従事日数内訳証明書(様式 11) ※
返還免除要件を満たさず該当業務を退職したとき	<p>《該当業務に従事したことがない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 返還計画承認申請書(様式 7) ■ 従事日数内訳証明書(様式 11) ※ <p>《該当業務に従事した期間がある場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 従事期間証明書(様式 10) ■ 返還免除申請書(様式 14) ■ 従事日数内訳証明書(様式 11) ※
入学準備金のみ申請の方で資格を取得したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格登録証・免許証の写し等(詳細はP. 9「提出書類」を参照)

※従事日数内訳証明書は、同一期間内に複数の事業所で従事した場合のみ必要



8 返還免除

(1) 返還免除

① 当然免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全額免除が受けられます。要件に該当された場合は、15日以内に府社協へ書類を提出してください。

■ 該当業務に5年間従事したとき

提出書類

返還免除申請書(様式14)

従事期間証明書(様式10)

※同一期間内に複数の事業所で従事した場合は上記に加えて下記の書類も提出してください。

従事日数内訳証明書(様式11)

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」(平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

第8

促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の1に該当するに至ったときは、促進資金の返還を免除するものとする。

1 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた都道府県等の区域内において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき。

・なお、都道府県の判断により、返還の債務の免除又は猶予する要件に、業務に従事する区域に制限ないこととしても差し支えない。

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」(平成28年3月7日付け雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

6 返還の債務の当然免除について

(1) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかつた場合又は国家試験に合格できなかつた場合であって、都道府県等が適当と認める団体(府社協)が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第8の1の「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」に読み替えて差し支えない。

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に関するQ&A」

1 「取得した資格が必要な業務」とは、

例えば、保健師の資格を取得した者が看護師として業務に従事する場合や看護師の資格を取得した者が訪問看護ステーションを経営する場合を含み、

必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではない。実施主体や間接補助事業者は、取得した資格と業務内容との関係を確認したうえで判断されたい。

また、「取得した資格が必要な業務」とは、常勤に限らない（1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く）。

2 「5年間引き続き業務に従事したとき」とは、

同一の企業等で5年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も「5年間引き続き業務に従事」しているものとみなす。

① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間とする。

なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合を言う。

ア 月1回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等
- ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）

- ③ 雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとする。
- ④ 産休・育休期間についても算入するが、「実際に就業した状態で期間満了を迎えることとする。」

■業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

提出書類

返還免除申請書(様式 14)

従事期間証明書(様式 10)

証明できる書類

死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

心身の故障の場合:医師の診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

※同一期間内に複数の事業所で従事した場合は上記に加えて下記の書類も提出してください。

従事日数内訳証明書(様式 11)

②裁量免除

次の要件に該当する場合は、促進資金の全部又は一部免除を申請することができます。要件に該当された場合は、20 日以内に府社協へ書類を提出してください。

■業務外の事由により死亡し、又は障害により貸付を受けた促進資金を返還することができなくなったとき（ただし、相続人又は連帯保証人も、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、免除します。）

免除額 返還すべき債務の残額の全部又は一部

提出書類

返還免除申請書(様式 14)

従事期間証明書(様式 10)

証明できる書類

死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し

障害の場合:医師の診断書の写し など

■長期間所在不明となっている場合等、促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき（ただし、相続人又は連帯保証人も、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、免除します。所在不明と判断される場合としては、郵便物が宛先不明で返送されてきた場合や、府社協が本人に複数回連絡しても連絡が取れない場合が考えられ、長期間所在不明となる起点として、これらの日付を記録しておくことが重要です。）

免除額 返還すべき債務の残額の全部又は一部

■京都府内において促進資金の貸付を受け、要綱第8の1に規定する業務に従事したとき(本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません。)

免除額 返還すべき債務の残額の一部

提出書類

返還免除申請書(様式 14)

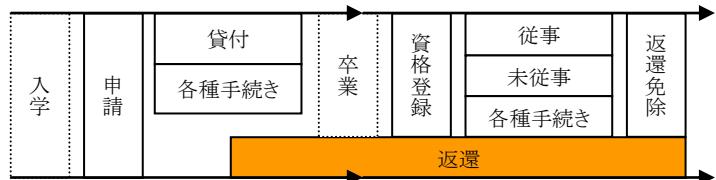
従事期間証明書(様式 10)

※同一期間内に複数の事業所で従事した場合は上記に加えて下記の書類も提出してください。

従事日数内訳証明書(様式 11)

【一部免除額の計算方法】

$$\text{返還免除額(円)} = \frac{\text{業務従事期間(月数)}}{60} \times \text{貸付を受けた額(円)}$$



9 返還

返還にあたっては、償還方法、償還期間などを府社協と相談した上で、20日以内に府社協へ書類を提出してください。

(1) 返還計画承認申請

① 返還方法と必要書類

返還は下記の4つの中から希望するものを選択してください。

表 返還方法と必要書類

	返還計画承認申請書 様式7	預金口座振替依頼書(京都銀行)又は自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行) 様式18又は19
①口座振替による一括返還	○	○
②振込票による一括返還	○	不要
③口座振替による分割返還	○	○
④振込票による分割返還	○	不要

② 返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始していただきます。分割返還するときは、10年以内に返還してください。

③ 口座振替で利用可能な金融機関

口座振替で利用可能な金融機関は、京都銀行又はゆうちょ銀行とします。なお、口座振替は、手続きの関係上、2回目の払い込みからとし、1回目については振込票で送金していただくこととします。

④ 分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は、初回の返還額に加算若しくは減額することとします。

⑤ 振替日及び払込み期日

口座振替の実施日及び振込票による払込み期日については毎月27日とします。なお、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

⑥ 延滞利子

正当な理由がなく、返還計画より遅れると、年3.0%の延滞利子を加算します。

(2)返還計画の承認

府社協は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

(3)返還計画の変更

承認された返還計画を変更したい場合は、事前に府社協と相談の上、返還計画変更承認申請書(様式 17)を提出してください。府社協は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

(4)口座振替ができなかった場合

残高不足等により返還が出来なかつた場合は、振込票を、借受者あてに送付しますので、到着後 10 日以内に送金してください。

(5)残額のお知らせ

返還期間中、返還状況と残額を文書で下記のとおり通知します。

通知先	時期
借受者	毎年 2 回(7 月と 1 月)
連帯保証人	毎年 1 回(7 月)

(6)督促状

下記の条件に該当する場合は、督促状を発行します。

通知先	条件
借受者	6 箇月以上連續して返還されなかつたとき
連帯保証人	12 箇月以上連續して返還されなかつたとき

(7)振込票の送付

振込票は、年 2 回 6 箇月分ずつ発行し、修学生に送付します。

10 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて借受者及び連帯保証人に通知します。

(様式 1)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

受付番号 [*]			貸付年月 [*]	年 月
貸付の種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 (500,000 円以内) <input type="checkbox"/> 就職準備金 (200,000 円以内) (借入を希望する資金のいずれか又は両方にチェックをしてください)			
養成機関名	* 第 学年	修業に係る資格		
	※准看護師養成課程から看護師養成課程へ進学する予定(いずれかに○) / あり・なし ※ありの場合をご記入ください。 ⇒ 卒業予定年月 / (西暦) 年 月			
	ふりがな			
氏名				
生年月日	(西暦) 年 月 日 (歳)			
在学中の連絡先	〒 - 自宅電話() 携帯電話 () 住民票記載の住所は <input type="checkbox"/> 上記連絡先と同一 <input type="checkbox"/> 帰省先(実家など) <input type="checkbox"/> その他()			
	学歴 (西暦で記入)		職歴 (西暦で記入)	
	年 月	中学校卒	年 月	年 月
本人の履歴	年 月	年 月	年 月	年 月
借用希望金額	入学準備金	円		
	就職準備金	円		
	合計	円		
卒業後の希望就職先	第一希望			
	第二希望			

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 *養成機関名は、准看護師取得後看護師養成施設へ進学予定の場合は、両方の学校名を記入してください。

3 学歴は卒業年月と学校名、職歴は離職年月と従事先を記入してください。

4 卒業後の希望就職先には、施設の種別(病院、保育園など)を記入してください。

裏面あり

(裏面)

京都府社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要綱等に基づき、高等職業訓練促進資金の貸付を申請します。また、貸付を受けることになった場合は、卒業後、京都府内等において取得した資格が必要な業務に従事するとともに、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

また、記入した個人情報は、貴会、届出を行った市区町村及び府保健所が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

(西暦) 年 月 日

申請者	〒
住所	
氏名	印 (自署・実印押印のこと)

※下記は連帯保証人本人が記入してください

上記の者がひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して資金返還の責めを負い、かつ、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

また、記入した個人情報は、貴会、届出を行った市区町村及び府保健所が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

(西暦) 年 月 日

連帯保証人

※申請者が未成年の場合
は、法定代理人(親権者など)とし、成年者の場合は、
成年者で独立の生計を営む者とする。

住所	〒 自宅電話()携帯電話()		
氏名	印 (自署・実印押印のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との関係	

(様式 2)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 借用証書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

受付番号	(決定通知書の受付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 一 自宅電話()携帯電話()	
ふりがな		生年月日
氏名	印(実印)	(西暦) 年 月 日

私は、次のとおり資金の貸付を受けました。この資金は、社会福祉法人京都府社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要綱等の規定に従い返還いたします。

借用金額 <input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金 上記にチェックをしてください	円
借用利子	無利子・有利子 (但し延滞利子については別に定めるところによる)

私たちは、借受者に上記のとおり返還させるとともに、万一借受者が返還しない場合は、その債務を負担いたします。

連帯保証人 住所 〒

氏名 印(自署・実印押印のこと)

生年月日 (西暦) 年 月 日

借受者との関係

収入
印紙

自宅電話番号 携帯電話番号

(裏面)

特 約 事 項

(延滞利子)

第1条 借受人は、支払期日に償還金を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年3パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払わねばならない。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく借受人の府に対する一切の債務について、借受人と連帯して保証するものとする。

2 京都府社会福祉協議会は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更又は追加を求めることができる。

3 借受人は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、変更届けを速やかに京都府社会福祉協議会に提出しなければならない。

(住所変更届の提出)

第3条 借受人及び連帯保証人は、その住所又は従事先を変更した場合は、直ちに京都府社会福祉協議会に新しい住所又は勤務先を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 借受人及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 京都府社会福祉協議会が、貸付金の貸付又は償還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は借受人若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、借受人若しくは連帯保証人の勤務先に照会すること。

(2) 市町村、借受人若しくは連帯保証人の勤務先が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 京都府社会福祉協議会が、貸付金の貸付又は償還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 借受人は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては京都府社会福祉協議会からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては京都府社会福祉協議会からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、京都府社会福祉協議会に対して、当該事由が生じた時に残つている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 137 条各号に定める場合

(2) 貸付金以外の借受人の債務につき、次の事由があつた場合

ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 借受人が約定の償還の支払を通算して 3 回怠つた場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1 回として計算する。)

(4) 借受人が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、京都府社会福祉協議会に届出をしなかつた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、京都府社会福祉協議会が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第6条 貸付金の貸付又は償還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

京都府社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要綱等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

年　月　日

借受者氏名

(実印)

年　月　日

連帯保証人氏名

(実印)

(様式 3)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座 申込・変更 申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 一 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	(西暦) 年 月 日	

私は次のとおり資金振込口座を(申し出・変更を申し出)ます。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関名)		(支店名)	
	金融機関コード [*]				
	口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金			
	口座番号(左づめ)				
ふりがな					
口座名義					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

- 2 借受者本人名義の口座に限ります。
- 3 通帳の写しを添付してください。

(様式 4)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住所・氏名等 変更届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 一 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	(西暦) 年 月 日	

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他()
変更年月日	(西暦) 年 月 日
変更前	
変更後	

備考 証明できる書類を添付すること。

(様式 5)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 休学・停学届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 一 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	(西暦) 年 月 日	

次のとおり(休学・停学)しておりますので、届け出ます。

期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
理由	

備考 休学・停学の証明となる書類を添付すること。

(様式 6)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 復学・退学届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 一 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	(西暦) 年 月 日	

次のとおり(復学・退学)しましたので、届け出ます。

(復学・退学)年月日 (西暦) 年 月 日

備考 復学・退学の証明となる書類を添付すること。

(様式 7)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 返還計画承認申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 一 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	印(実印)	(西暦) 年 月 日

次のとおり資金を返還したいので、承認願います。

貸付を受けた額	円(A)
返還免除額	円(B)
返還済額	円(C)
返還額	円(A)-(B)-(C)
返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
返還する理由	

連帯保証人 ※申請時に届け出た連帯保証人とすること	連絡先 〒 一 電話 ()
	氏名 印 (自署・実印押印のこと)

(様式 8)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 契約解除(貸付辞退)届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 - 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	(西暦)	年月日
法定代理人 ※未成年の場合		

次のとおり契約の解除を申し出ます。

解除(辞退) 年月日	(西暦) 年 月 日
理由	

(様式 9)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 業務従事届

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒	—
	電話	()
ふりがな		生 年 月 日
氏 名	(西暦) 年 月 日	

下記の機関で業務に従事しましたので、届け出ます。

従事先名称		
従事先の連絡先	〒	—
	電話	()
職種		
従事開始年月日	(西暦) 年 月 日	

上記の者は、(西暦) 年 月 日から当機関に在職していることを証明します。

(西暦) 年 月 日

従事先名称

代表者名及び職印

印

(様式 10)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 従事期間証明書

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
ふりがな	生年月日	
氏名	(西暦) 年月日	
連絡先	〒　　— 電話 ()	

従事先名称			
従事先の連絡先	〒　　— 電話 ()		
職種			
雇用形態	常勤	・	非常勤 (○をつけてください)
従事期間	(西暦) 年月日	～	年月日
ひと月ごとの業務従事期間	勤務日数	ひと月ごとの業務従事期間	勤務日数
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日
月　日～月　日	日	月　日～月　日	日
備考	※産休・育休・病休・欠勤等があれば期間を記載してください		

上記のとおり従事していたことを証明します。

(西暦) 年　月　日

従事先名称

代表者名及び職印

(印)

(様式 11)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 従事日数内訳証明書

(西曆) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

從事先名

代表者名及び職印

印

—

連絡先

電話 ()

担当者名

(氏名) の業務に従事した日数を下記のとおり証明します。

合計 日

備考 1 同一期間内に複数の事業所で従事した場合にご提出ください。

2 従事した日に「○」印を付してください。

3 1枚で記入できない場合は、複数枚利用して記入してください。

4 記載事項を訂正する場合は、証明権限のある代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正した証明書は無効です。

(様式 12)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒	—
	電話	()
ふりがな	生年月日	
氏名	(西暦) 年 月 日	

次のとおり修学資金の返還猶予を申請します。

貸付を受けた額	円(A)
返還免除額	円(B)
返還済額	円(C)
返還猶予申請額	円(A)-(B)-(C)
返還猶予希望期間 (西暦) 年 月 日～ 年 月 日	
理由	

※「その他やむを得ない事由」により、業務に従事することが困難なときに申請する場合は、

客観的に判断できる書類を添付してください。

(様式 13)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 進学届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 一 電話 ()	
ふりがな	生年月日	
氏名	(西暦) 年 月 日	

次のとおり進学したので、届け出ます。

進学先	名称	
	連絡先	〒 一 電話 ()
資格名		
入学年月日	(西暦) 年 月 日	
卒業予定年月日	(西暦) 年 月 日	

上記の者が在学していることを証明します。

(西暦) 年 月 日

学校名

代表者の役職及び氏名

印

備考 上記、在学証明については、養成機関が発行する在学証明書を添付することで、証明に代えることができます。

(様式 14)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 返還免除申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒	一
	電話	()
ふりがな		生年月日
氏名	(西暦) 年 月 日	

京都府社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要綱等の規定により、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付を受けた額	円
返還免除申請額	円
返還済額	円
返還免除承認後の 返還必要額	円
申請理由	<input type="checkbox"/> 該当業務に5年間従事 <input type="checkbox"/> 該当業務に5年未満従事 <input type="checkbox"/> 業務上の事由により死亡 <input type="checkbox"/> 業務に起因する心身の故障による業務の継続が不能 <input type="checkbox"/> 業務外の事由により死亡 <input type="checkbox"/> 業務外の事由による障害等により返還不能 <input type="checkbox"/> その他()
備考	

備考 証明する資料を添付すること。

(様式 15)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 従事先変更届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
借受時の 養成機関名		
連絡先	〒 一 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	(西暦) 年 月 日	

次のとおり業務の従事先を変更したので、届け出ます。

新しい従事先	名称	
	所在地	〒 一
	職種	
	従事開始年月日	(西暦) 年 月 日
以前の従事先	名称	
	所在地	〒 一
	職種	
	従事期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日

上記の者は、(西暦) 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。

(西暦) 年 月 日

従事先名称

代表者名及び職印

印

備考 1 在職証明は別紙としてもよい。

2 以前の従事先の従事期間証明書も添付してください。

(様式 16)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 連帯保証人変更届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
借受時の 養成機関名		
連絡先	〒 - 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	印(実印)	(西暦) 年 月 日

次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

新連帯保証人名		旧連帯保証人名	
変更理由			

※下記は連帯保証人本人が記入してください

上記の者がひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して資金返還の責めを負い、かつ、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

また、記入した個人情報は、貴会と届出を行った市区町村及び府保健所が、本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

(西暦) 年 月 日

連帯保証人

住所	〒 - 電話 ()		
氏名	印 (自署・実印押印のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との関係	

(様式 17)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 返還計画変更承認申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	(決定通知書の貸付番号を記載すること)	
養成機関名		
連絡先	〒 一 電話 ()	
ふりがな		生年月日
氏名	印 (実印)	(西暦) 年 月 日

(西暦) 年 月 日 付けで承認された資金返還計画を次のとおり変更したいので、承認願います。

貸付を受けた額	円(A)
返還免除額	円(B)
返還済額	円(C)
返還残額	円(A)-(B)-(C)
変更前 返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
変更後 返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
変更する理由	

連帯保証人 ※申請時に届け出た又は変更を届け出た連帯保証人 とすること	連絡先 〒 一 電話 () 氏名 <input type="checkbox"/> (自署・押印のこと)
---	--

預金口座振替(変更)依頼書
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
自動振込利用(変更)申込書(収)(加)

平成 年 月 日

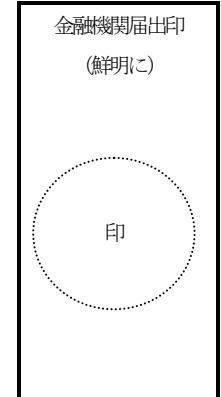
1	振替中止
2	新規申込
3	項目修正
4	一時停止
5	一時停止解除

京都銀行 御中

私は、京都府社会福祉協議会へ支払うひとり親家庭高等職業訓練促進資金の償還金を、同会指定の預金口座振替によって支払うこととしたので、下記約定にもとづき依頼します。

フリガナ							
預金者名							

京都銀行	金融機関名	京都銀行 支店							
	預金種目	1.普通(総合) 2.当座			口座番号 (右づめで)				
	金融機関コード	0	1	5	8	支店コード			



振替日	27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)						
-----	----------------------	--	--	--	--	--	--

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金償還金口座振替に関する約定(金融機関との取り決め)

1. 京都府社会福祉協議会から、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金債務関係者が支払うべき償還金の請求が銀行・郵便局にあった場合は、私を通知しないで予定の振替日(土、日曜、祝日の場合は翌営業日)に請求金額相当額を払い出し、同会の預金口座あてに振り込んで下さい。
2. 前期の支払い手続きについて、普通預金規程、総合口座取引規程または、当座勘定規程等にかかるわらず、普通預金払戻し請求書の提出、当座小切手の振出し等はいたしません。
3. 振替日に私の指定した口座の残高が、京都府社会福祉協議会から請求された金額に充たない場合には、私に連絡することなく、請求書を同会へ返却されても異議ありません。
4. この契約を解消するときは、私から銀行・郵便局へ書面により届け出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり京都府社会福祉協議会から請求がない等相当の理由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行・郵便局はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
5. この取り扱いについて、かりに紛議が生じても、銀行・郵便局の責によるものを除き、銀行・郵便局には迷惑をかけません。

金融機関使用欄(受付局日付印欄)

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| 1. 口座番号相違 | 2. 種目相違 | 3. 印鑑相違 |
| 4. 該当口座なし | 5. 名義人相違 | |
| 6. その他() | | |

<借受人の債務上の関係>		1.本人	2.連帯借受人	3.連帯保証人	4.債務代行者	5.家族(相続人含む)	6.その他
--------------	--	------	---------	---------	---------	-------------	-------

振替中止・停止月 平成 年 月から予定 (新規申込は振替中止・停止月の記入はしないで下さい。)

借受人	養成機関名	住所	(〒 -)			
	修学生番号		フリガナ			電話番号 ()
				氏名		

(様式 19)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付制度
自動払込利用申込書(収 · 加)

ゆうちょ銀行(郵便局)用

種目コード	種別コード	通 帳 記 号					通 帳 番 号(右詰で記入してください)							
166	30	1	0	の										
フリガナ													お届け印	
口座名義人														
払込日(引落日)		毎月27日 (再)10日 (非営業日の場合は、翌営業日)												

記入要領	
貸付番号	
借受者	太枠内のみ、黒色のボールペンでご記入のうえ、「お届け印」欄に押印願います。

払込先 加入者名	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	払込先 口座番号	00940 - 9 - 194627
-------------	----------------------	-------------	--------------------

自動払込利用申込書に不備がありましたら、該当箇所に○印をつけ、下記宛までご返送願います。	取扱店日附印
<p>1. 口座番号相違 4. 口座なし</p> <p>2. 氏名相違 5. その他</p> <p>3印鑑相違 ()</p> <p>【返送先】 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 社会福祉法人 京都府社会福祉協議会</p>	